

ケアハウス桃香

特定施設入居者生活介護事業

介護予防特定施設入居者生活介護事業

運 営 規 程

ケアハウス桃香

ケアハウス桃香
特定施設入居者生活介護事業
介護予防特定施設入居者生活介護事業
運営規程

第1条 （目 的）

この規程は、社会福祉法人旭水会（以下、「事業者」という。）が開設するケアハウス桃香（以下「施設」という。）特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護（以下、「指定特定施設入居者生活介護等」という。）の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者（以下、「従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護サービス等を提供することを目的とします。

第2条 （運営方針）

事業者は、特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

2 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3 安定かつ継続的な事業運営に努めます。

第3条 （名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名称 ケアハウス桃香
- (2) 所在地 岡山県赤磐市熊崎 278-2

第4条 （実施主体）

事業の実施主体は、社会福祉法人旭水会（以下「法人」という。）とする。

第5条 （従事者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1名

施設の業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ法人理事長が定めた職員が管理者の職務を代行する。

- 二 事務員 1名

施設の庶務及び会計に従事する。

- 三 生活相談員 1名

利用者の入退所、生活指導及び処遇の企画立案、実施に関することに従事する。

四 介護職員 4名以上

利用者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。

五 看護職員 1名以上

利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理業務に従事する。

六 機能訓練指導員 1名

利用者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。

七 計画作成担当者 1名

利用者の生活指導及び処遇の企画立案、実施に関する業務に従事する。

2 必要に応じて第1項の員数を超えて職員を配置することができる。

第6条（事務分掌）

職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第7条（利用定員及び居室数）

施設の定員及び居室数は、次のとおりにします。

(1) 利用定員 29名

(2) 居室数 29名

第8条（設備及び備品等）

事業者は利用者が日常生活を営むことができるよう設備・備品等を整備するものとします。

2 利用者の居室は、原則個室（定員1名）とし、便所・枕元灯・ロッカー等を備品として備えます。

3 事業者は介護を行うための必要な広さの一時介護室を確保する。

4 利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・箸・食器類などの備品類を備えます。

5 浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助のための特殊浴槽を設けます。

6 利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設けます。

第9条（同意と契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

第10条（受給者証等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護サービス等の提供に努める。

第11条（指定特定施設入居者生活介護等の内容）

利用者が自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況や要望に応じ、一日の

生活の流れに沿って、適切な技術による介護サービスを提供し、又は支援を行います。

- 2 事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、入浴又は清拭を行います。
- 3 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
- 4 事業者はその他、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行います。

第 12 条 （特定施設サービス計画の作成）

施設の管理者は、計画作成担当者に、特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- 3 計画作成担当者は、利用者やその家族の希望及び入所者について把握した課題に基づき、特定施設サービス計画の原案を作成します。原案は、他の従事者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項を記載します。
- 4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の原案について利用者やその家族に説明し、同意を得ます。
- 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成後においても、他の従事者との連絡を継続的に行い、特定施設サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行います。

第 13 条 （サービスの取り扱い方針）

事業者は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められた時には、サービス提供方法等について理解しやすいよう説明します。
- 5 事業者は自らその提供するサービスの質の評価を行い、特定施設サービス計画及び提供サービスの内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第 14 条 （金銭管理代行）

金銭管理については、入所者又は家族での管理を原則とするが、やむを得ない事情があり、管理者が認めた場合は事業所が管理の代行を行うことができるものとする。

第 15 条 （健康管理）

事業所の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

第 16 条 （利用者の入院期間中の取扱い）

施設は、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後概ね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居することができるものとします。

第 17 条 （相談及び援助）

事業者は、常に利用者の健康の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

- 2 成年後見制度の活用が必要と認められる場合は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用できるように配慮します。

第 18 条 （利用料等の受領）

指定特定施設入居者生活介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定特定施設入居者生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護等に係る介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受けるものとします。
- 3 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明をし、利用者又はその家族の同意を得ます。
- 4 介護保険の給付対象とならない、利用者に全額負担していただくサービスの内容は次のとおりとします。
 - ・レクリエーション等
 - ・洗濯クリーニング
 - ・理髪等
 - ・日常生活等で必要となった諸経費等

第 19 条 （利用料の変更等）

事業者は、介護保険法関係法令の改正並びに経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第 20 条 （契約の終了）

利用者は、事業者に対して、7 日間の予告期間において、文書で通知することにより、契約を解約

することができます。

- 2 一定の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30 日間の予告期間において文書で通知することにより、契約を解約することができます。
- 3 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）と認定された場合、所定の期間の経過をもって契約は終了します。
- 4 次の事由に該当した場合は、契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が他の介護保険施設等に入所した場合
 - (2) 利用者が死亡した場合

第 21 条 （利用者に関する保険者への通知）

施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第 22 条 （協力病院等）

事業者は、入院治療を必要とする入居者のために、赤磐医師会病院を協力病院とする。

第 23 条 （一時介護室に移る場合の条件及び手続き）

事業者は、次のような状態の場合には、サービス提供場所を利用者あるいは連帯保証人の同意を得て、目的施設内の一時介護室への移動を行うことができます。

- 一 利用者の心身の状況により管理者が一時介護室への移動が必要と判断した場合
- 二 利用者が提示する被保険者証に、介護認定審査会の意見として一時介護室への移動に関する記載がある場合
- 三 協力医療機関等が医学的な判断により一時介護室への移動が必要と判断した場合

第 24 条 （緊急時における対応方法）

利用者の生命と安全を確保することを最優先課題とし、あらゆる災害に対して安全対策を講じるものとします。

(1) 消防計画の作成と届出

防火管理者が、「消防計画」を作成して所轄消防署に届出る。

(2) 防災訓練

- ・ 訓練は、通報訓練・消防訓練・避難訓練・総合訓練とする。
- ・ 避難訓練は夜間を想定して自力避難の困難な者の救出を重点に実施する。
- ・ 避難訓練の際には所轄消防署に連絡をとる。

(3) 夜間防火管理体制

(4) 防火義務設置設備の整備

防火設備は消防法令に基づき適正に設置・維持管理するとともに、資格を有する者が定期的に点検を行います。

- 2 利用者の心身状況に異変その他、緊急事態が生じたときには、あらかじめ施設が定めた協力医療機関、家族へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。

第 25 条 （非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業員に対し周知徹底を図るため、年 2 回以上避難、その他必要な研修及び訓練等を実施します。
- 3 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとします。
- 4 平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定します。また、研修及び訓練等を実施し、新規採用時には必ず業務継続計画の適正化の研修を実施します。
- 5 非常時に備えて、非常食とともに紙おむつなどの消耗品も適宜確保する。エレベーター・ボイラー・下水道処理設備等は、法令により資格を有する者が定期的に点検・整備します。

第 26 条 （勤務体制の確保及び夜間体制）

事業者は、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制は就業規則別表のとおりとします。

- 2 事業者は、施設の職員によって指定特定施設入居者生活介護サービスを提供します。
- 3 事業者は、職員に対しその資質の向上のための研修（権利擁護・虐待防止等を含む）の機会を確保します。
- 4 午後 7 時 30 分から翌朝午前 7 時の時間帯における職員体制は、夜勤、宿直を問わず 1 名以上を配置します。

第 27 条 （個人情報の保護）

事業者は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な利用がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿とします。

- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

第 28 条 （虐待の防止のための措置に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用可能）を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行います。また、その責任者は管理者とします。
- 二 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。

- 三 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的（年 2 回以上）に開催します。
また、新規採用時には必ず虐待防止等の適正化の研修を実施します。
- 四 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。
- 五 上記措置を適切に実施するための担当者を管理者は職員の中から指名する。

第 29 条 （身体的拘束等）

事業者は、従事者がサービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。

- 2 身体的拘束等を行う場合には、利用者又はその家族に対し説明し、同意を得るものとします。
- 3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 4 事業者は、身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話等装置を活用可能）を独立して設置し、身体的拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年 2 回以上）開催します。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施します。

第 30 条 （感染症対策）

施設内において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の掲げる措置を講じるものとします。

- 一 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延のための対策委員会（テレビ電話等装置を活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。
- 二 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、対策委員会にて随時見直すこととする。
- 三 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（いずれも年 2 回以上）に開催します。
- 四 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。
- 五 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。また、研修及び訓練等を実施し、新規採用時には必ず業務継続計画の適正化の研修を実施します。

第 31 条 （事故発生の防止及び発生時の対応）

事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- 一 事故が発生した場合の対応、次項の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- 二 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備します。

三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話等装置を活用可能）及び職員に対する研修（年 2 回以上）を定期的に行います。

- 2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用の家族、岡山県備前県民局及び保険者等に報告を行うとともに必要な措置を講じるものとします。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して取った処置を記録します。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

第 32 条 （施設の利用に当たっての留意事項）

利用者は事業所の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

- 2 施設内の共有の設備等の使用は、他の迷惑にならないよう使用する。

第 33 条 （苦情処理）

施設は、その提供した指定特定施設入居者生活介護サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講じるものとします。

- 2 施設は、その提供した指定特定施設入居者生活介護サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 3 施設は、その提供した指定特定施設入居者生活介護サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

第 34 条 （定員の遵守）

施設は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第 35 条 （掲示）

施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示します。

第 36 条 （居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

施設は、居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護（要支援）被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその職員から、施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

第 37 条 （地域との連携）

施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

第 38 条（会計の区分）

施設は、指定特定施設入居者生活介護サービスの事業会計をその他の事業の会計と区分する。

第 39 条（記録の整備）

施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備します。

- 2 施設は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

第 40 条（別規程）

この規程に定めるものの外、施設に関し必要な事項は、法人理事長の承認を得て管理者が別に定める。

第 41 条（その他）

事業計画及び財務内容については、申し出により閲覧に供するものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。